

松戸市における宅地開発事業等に関する条例に係る 事前協議申請に伴う担当部署一覧

(令和 7 年 6 月 30 日 改正)

この一覧表に掲げる担当部署について、すべて協議する必要はありません。

◎ . . . 協議録等に承認印を必要する担当部署

○ . . . 必ず協議し、協議録を添付する担当部署

無印 . . . 事業計画により必要な場合に協議し、協議録を添付する担当部署

No. 1

担 当 部 署	所 在	主 な 事 前 協 議 内 容	
街づくり部 住宅政策課 宅地担当室	新館 8 階 047 (366) 7366	・ 松戸市における宅地開発事業等に関する条例について ・ 開発行為許可申請等について ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可申請について	総合窓口
街づくり部 建築指導課	新館 8 階 047 (366) 7368	・ 建築基準法について ・ 千葉県建築基準法施行条例について ・ 千葉県福祉のまちづくり条例について ・ ワンルーム形式共同住宅に関する指導要綱について ・ 地区計画条例について ・ 新バリアフリー法について ・ 省エネ法について ・ 電波伝搬障害について（地表高 31m を超える建築物） ・ 建築協定について ・ 建設リサイクルの届出について ・ 中高層建築物等の建築等に係る紛争予防条例	○
街づくり部 都市計画課	新館 8 階 047 (366) 7372	・ 用途地域の確認について ・ 駐車施設の附置等に関する条例について ・ 都市計画施設（道路等）について ・ 駐車場法の届出について ・ 地区計画について ・ 松戸市景観条例について ・ 都市再生特別措置法の届け出について ・ 屋外広告物の設置許可について ・ 国土利用計画法の届出について ・ 公有地の拡大の推進に関する法律の届出について	◎
環境部 廃棄物対策課	新館 6 階 047 (704) 2010	・ 事業系ごみの処理について	
	新館 6 階 047 (712) 0028	・ ごみ収集場の設置等について（住宅の建築の場合）	◎
環境部 環境保全課	新館 6 階 047 (366) 7337	・ 騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、地下水汚染、土壌汚染、地盤沈下及び松戸市公害防止条例等に基づく特定施設設置・特定建設作業に係る届出について ・ 土壌汚染対策法に関すること。（3000 m²以上の土地の改変に係る届出）※30 日前までに届出が必要となります。）	○
総務部 総務課	新館 4 階 047 (366) 7305	・ 行政境界について（事業区域が隣接市との行政界が関わる場合）	○

担 当 部 署	所 在	事 前 協 議 内 容	
建設部 建設総務課	別館 2 階 047(366) 7357	・ 松戸市道の幅員、道路確定等について ・ 道路後退、新設道路の幅員、形態等について ・ 交差点協議について ・ 道路占用許可について ・ 現況証明願について ・ 盛土事業について ・ 市道への車の出入口の幅、箇所数等について	◎
建設部 道路維持課	別館 2 階 047(366) 7358	・ 道路の掘削、構造、排水等について ・ 新設道路、拡幅道路の整備等について ・ 交通安全施設について	◎
建設部 下水道整備課	別館 3 階 047(366) 7361	・ 公共下水道区域及び接続について ・ 受益者負担金について ・ その他（下水道維持課との協議）	◎
建設部 河川清流課	別館 4 階 047(366) 7359	・ 雨水流出抑制施設の設置について（浸透施設、貯留施設、調整池等） ・ 準用河川への放流について ・ 水路等への排水接続について（雨水管を含む） ・ 河川の占用について	◎
市民部 市民自治課	本館 3 階 047(366) 7318	・ 防犯灯の移設等について ・ その他町会、自治会所有物の移設等について	◎
街づくり部 みどりと花の課	竹ヶ花別館 4 階 047(366) 7378	・ 敷地内緑化施設について ・ 生産緑地について ・ 樹木・表土保全について（1 ha 以上の開発行為） ・ 千葉県自然環境保全条例に基づく緑化協定について（1ha 以上） ・ 松戸市道内歩道切下げに伴う街路樹の移設について	◎
街づくり部 公園緑地課	竹ヶ花別館 4 階 047(366) 7380	・ 公園緑地について（事業面積 3 0 0 0 m²以上） ・ 事業地が公園等に接する場合について	◎
街づくり部 街づくり課	竹ヶ花別館 3 階 竹ヶ花 136 番地の 2 047(366) 7376	・ 市街地再開発方針地区について	
街づくり部 区画整理課	竹ヶ花別館 3 階 竹ヶ花 136 番地の 2 047(366) 7375	・ 土地区画整理事業地の確認等について	
街づくり部 交通政策課	竹ヶ花別館 2 階 竹ヶ花 136 番地の 2 047(704) 3996	・ 駐輪施設の附置義務条例について（商業地域、近隣商業地域内の店舗等）	
教）学校教育部 学 務 課	京葉ガス 第 1 ビル 4 階 047(366) 7457	・ 学区等について（住宅の建築の場合）	
教）学校教育部 学務課 学校保健担当室	京葉ガス 第 1 ビル 4 階 047(366) 7459	・ 通学路等における児童、生徒の安全対策について	○
教）学校教育部 学校施設課	京葉ガス 第 1 ビル 4 階 047(366) 7456	・ 公立小中学校の収容可能人数等について（住宅の建築の場合）	
教）生涯学習部 文化財保存活用課 分室【埋蔵文化財担当】	京葉ガス 第 1 ビル 5 階 047(366) 7462	・ 埋蔵文化財の確認等について	◎
経済振興部 商工振興課	京葉ガス 第 2 ビル 4 階 047(711) 6377	・ 商業施設について（商業地域における 3 階以上の共同住宅等建築する場合） ・ 大規模小売店舗について ・ 工業団地内の計画について ・ 松戸市企業立地促進補助金について（工場・商業施設・一般事務所・大型事務所等の計画の場合）	

担 当 部 署	所 在	事 前 協 議 内 容	
農業委員会事務局	京葉ガス 第2ビル4階 047(366)7387	・農地法の手続きについて（土地の登記事項証明書の地目が農地又は現況が農地の場合） ・農業者の証明について ・隣接農地への環境対策について	
経済振興部 農政課	京葉ガス 第2ビル4階 047-366-7328	・森林法指定区域の確認等について ・生産緑地内の行為制限について	
消 防 局 警 防 課	松戸新田 114 番地の 5 047-363-1115	・消防施設について（消火栓、防火水槽等） ・消防施設設置承認申請書について ・はしご車の進入路及び活動空地について ※ 窓口対応日（火・木曜日）予約が必要となります。	◎
松戸市水道部 総 務 課	ニツ木 2003 番地の1 047-341-0430	・市営水道供給区域における上水道の新設、給水の引き込みについて（事前協議回答書が必要となります。）	
千葉県企業局 （市川水道事務所 松戸支所）	合同庁舎 1 階 047-368-6143	・県営水道供給区域における上水道の新設、給水の引き込みについて（上水道の給水検討回答書が必要となります。）	
千葉県東葛飾 地域振興事務所 地域環境保全課	合同庁舎 5 階 047-361-2119	・千葉県残土条例について（土砂等による埋め立て面積 3000 m²以上） ・千葉県土砂採取条例について（事業区域から搬出する土砂を売却する場合） ・宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）について（1 ha 未満）	
千葉県宅地安全課 盛土対策室	千葉市中央区 市場町 1-1 043-223-4494	・宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）について（1 ha 以上）	
千葉県警察本部 松戸警察署 松戸東警察署	松戸 558 番地の 2 047-369-0110 八ヶ崎 4 丁目 51 番地の 9 047-349-0110	・道路法第 9 5 条の 2 に基づく協議について ・新設道路の築造、交差点改良等に係る協議について ・幹線道路への出入の安全対策について ※ 窓口対応について必ず予約が必要となります。	
東葛飾土木事務所 調 整 課 管理用地課	竹ヶ花 2 4 番地 047-364-5136	・県道内の歩道切下げ等改良について ・県道内排水施設への接続等について ・河川区域の確認等について ・急傾斜地法について ・土砂災害警戒区域等について ・中小河川洪水浸水想定区域（想定最大規模）について	
江戸川河川事務所 松戸出張所	主水新田 1 0 2 番地 047-343-3722	・河川区域及び河川保全区域の確認等について ・江戸川洪水浸水想定区域（想定最大規模）について	
矢切土地改良区	小山 3 1 2 番地 047-363-0024	・土地改良区が管理する農業用水路へ排水放流する場合	
坂川土地改良区	栄町西 4-1150 047-363-1296		
千葉国道工事事務所 柏維持修繕出張所	柏市吉野沢 3 番 9 号 04-7143-4230	・国道内の歩道切下げ等改良について ・国道内排水施設への接続等について	
東京電力パワー グリッド(株) （東葛支社）	柏市新柏 1 丁目 13 番 2 号 04-7113-2226	・電柱の新設等について	

